

## 195. 県民所得に対する税負担……(昭和40～47年度)

(単位 金額 100万円) 国税は東京国税局, 県税は税務課, 市町村税は地方課の資料により統計課において算出作成した。

年 度	県民所得	国 税		県 税		市 町 村 税		県民1人あたり税額 (円)			
		税 額	負担率 (%)	税 額	負担率 (%)	税 額	負担率 (%)	計	国 税	県 税	市町村税
昭和40年度	661 691	30 623	4.6	16 590	2.5	18 461	2.8	24 307	11 334	6 140	6 833
41	777,731	52 481	6.7	20 294	2.6	20 794	2.7	33 617	18 855	7 291	7 471
42	973,433	69 960	7.2	24 564	2.5	25 899	2.7	41 489	24 103	8 463	8 923
43	1 170 886	94 189	8.0	32 027	2.7	31 533	2.7	52 022	31 061	10 562	10 399
44	1 460 365	118 878	8.1	41 619	2.8	39 254	2.7	62 525	37 211	13 027	12 287
45	1 777 012	150 446	8.5	55 513	3.1	49 469	2.8	75 870	44 687	16 489	14 694
46	2 075 489	183 726	8.9	62 305	3.0	63 467	3.1	87 933	52 199	17 702	18 032
47	2 536 133	251 139	9.9	73 179	2.9	81 290	3.2	110 527	68 435	19 941	22 151

資料

統 計

課 注)

1. 「県民1人あたり税額」にもちいた人口は国勢調査人口または推計人口
2. 国税は県内税務署で取扱った収納済額に本県より県外へ通勤する勤労者の所得から源泉徴収された所得税(推計)をプラスした額から, 県外より県内へ通勤する勤労者の所得税(推計)をマイナスしたものを国税額とした。なお, 所得税の推計は県統計課において行なったものである。